

地域福祉センターの新たな役割などを示す基本方針

地域協働局

1. 地域福祉センターの将来像

- ・地域福祉センターは、神戸市ふれあいのまちづくり条例（平成2年）に基づき、主にふれあいのまちづくり協議会による地域福祉活動の拠点として各小学校区に1つ以上を基準に整備された公の施設である。
- ・地域活性化に必要な地域活動主体の活動の場として、地域福祉センターをこれまで以上に活用するために、設置目的を「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」として改めるとともに、施設名称を変更する。
- ・施設設置者である市が必要なルール（利用可能時間や利用料金の上限額、利用許可基準、原状回復義務、損害賠償等）を定め、各センターの使用規程も標準化する。
- ・上記に基づき、指定管理者が施設の管理運営をより効率的に行えるよう、ICTの活用を促進する。

2. 基本方針の内容

（1）利用可能時間の統一

- ・9時から21時まで利用可能とする
- ・予約管理システムやスマートロックの導入を促進し、有人管理（9時～16時）と無人管理（16時以降）の併用を推奨
- ・完全閉館日を日曜日から平日へ変更（指定管理者の判断で閉館日なしも可能）

（2）使用規程の標準化

- ・使用規程を標準化し、優先予約制度や減免制度（※）、金銭の授受を伴う活動の可否等についてルールを明確化
- ※具体的な優先予約制度及び減免制度の対象活動に関する判断は、市で行う。

（3）利用料金制の採用

- ・条例に基づく利用料金制を採用し、新たに利用料金の上限額を条例で定め、指定管理者がその範囲内で利用料金を決定

（4）施設名称の変更と条例改正

- ・新たな施設名称は、市民からの意見も取り入れつつ、市で決定
- ・新名称決定後に施設設置条例を新設し、令和8年度からの施行を予定

- ・ふれあいのまちづくり協議会に関しては、施設設置条例の施行と時期をあわせ、神戸市ふれあいのまちづくり条例から、その定義などを引き継ぐ形で、「神戸市民による地域活動の推進に関する条例」を改正
- ・神戸市ふれあいのまちづくり条例（平成2年）については、新施設設置条例と神戸市民による地域活動の推進に関する条例にその内容を引き継ぐ結果として、令和7年度末をもって廃止

（5）施設状況に応じた運用の変更

- ・小学校や児童館など合築先の施設の状況に応じて、基本方針の趣旨を十分に踏まえながら柔軟に対応する

（6）指定管理料の基準を改定

- ・有償ボランティアによる運営を継続しつつ、有人による管理負担や予約管理システムの導入等に応じた指定管理料の基準を新たに定める

3. 施行時期

- ・令和7年度を移行準備期間として、令和8年度より当基本方針に基づく管理運営を行う